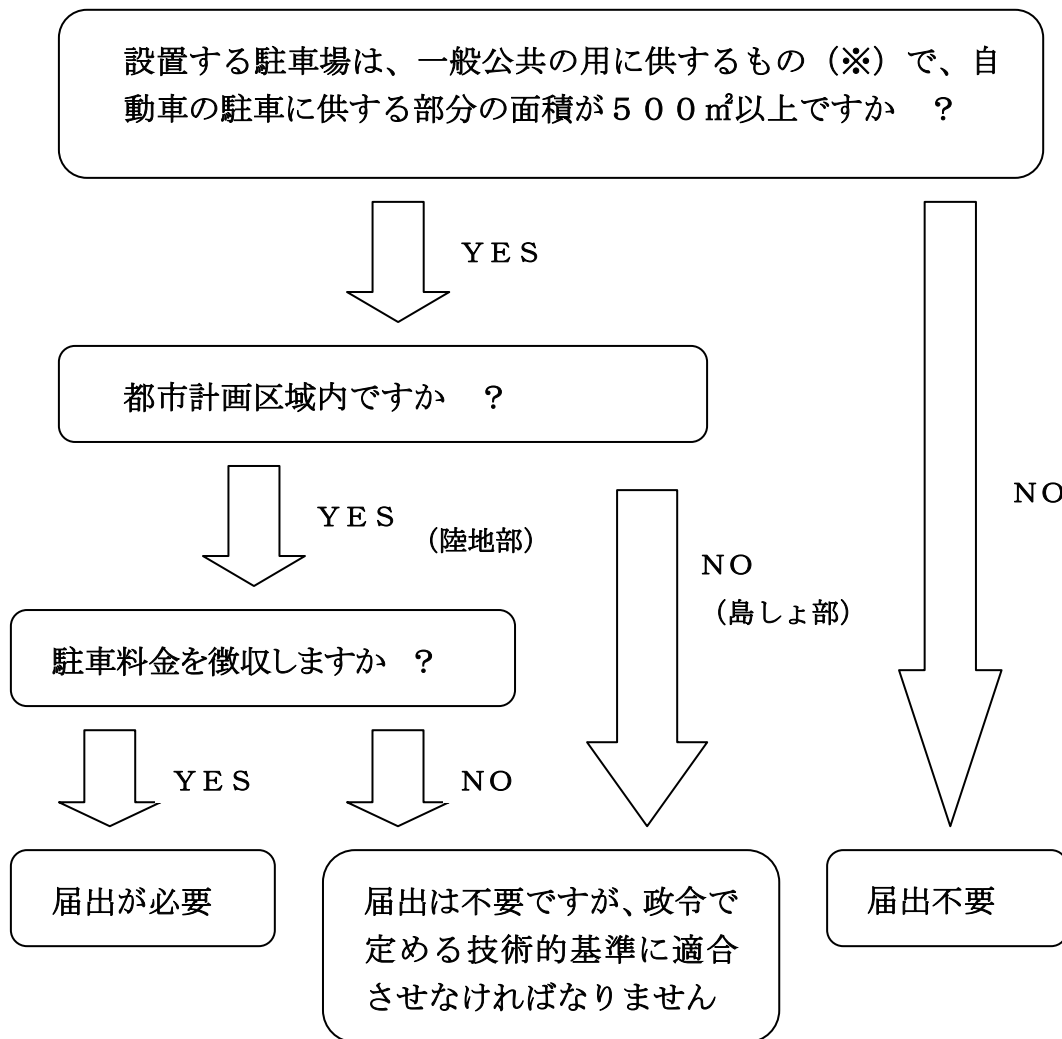


## 駐車場法に基づく路外駐車場設置の届出の要否

駐車場の設置にあつては、駐車場法に基づく届出が必要となる場合があります。以下のフローにより、該当する駐車場は届出(変更する場合も同様)が必要です。



※ 「一般公共の用に供するもの」とは、時間貸駐車場または無料で不特定多数が駐車できるもの(月極駐車場、職員駐車場などは除きます)